

令和6年度

学校教育指導の重点



© 太田市

太田市教育委員会

はじめに

「太田市教育大綱」には、その基本理念の実現に向けた五つの基本方針が掲げられています。

この「令和6年度学校教育指導の重点」は、その基本方針の二つ目にある「義務教育の推進」と三つ目にある「高校教育の充実」について【指導の重点】を示し、各学校が教育活動を推進する上での拠り所としていただけるよう作成したものです。

各学校においては、家庭、地域との連携を十分に図りながら、子どもたちが将来に向け、夢と希望を抱きながら、自信をもって生きていく力を身に付けられるようお願いいたします。

「太田市教育大綱」の基本施策「2 義務教育の推進」

学習指導要領の趣旨を生かした教育課程の確実な実施に努め、充実した授業実践等により児童生徒に確かな学力が定着するよう、教職員の指導力向上と併せて授業中のきめ細かな指導・支援に努めます。また、心の教育、健康教育、安全教育、情報教育等を推進し、バランスのとれた「生きる力」の育成に積極的に取り組みます。

また、安全・安心で快適な教育環境の充実を図るため、施設の耐震性の確保と長寿命化、学習形態の多様化に対応した施設の整備を推進するほか、児童生徒の健康を守る対策と安定した学校給食運営に努めます。

「太田市教育大綱」の基本施策「3 高校教育の充実」

地域に根差した特色ある学校づくりに取り組み、生徒の安全・安心を第一に考え、高い学力や専門知識の習得に努め、生徒一人ひとりの進路実現を目指すとともに、教育環境充実のため、施設の整備に取り組みます。

また、地元企業・大学と連携したグローバル人材育成事業をさらに推進し、本市企業への就職率の向上とUターン推進を目指します。

1 学校経営の充実

(具体方針)

学習指導要領で求める資質・能力の育成に向けた教育課程の適切な編成と確実な実施及び学校評価等に基づく改善に努めるとともに、児童生徒に、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成に努めます。

また、学校・教職員の担う業務の明確化と適正化を図るとともに、教職員の人間性を高め、意欲と高い専門性をもって、効果的な質の高い教育活動を行うための職能成長に努めます。

さらに、教職員一人ひとりの危機管理意識を高め、家庭・地域・関係機関と連携して安全・安心で信頼される学校づくりに努めます。

【指導の重点】

- 個に応じたきめ細かな指導により、学力向上や生徒指導、特別支援教育等の充実に努めます。
- 不登校やいじめ、問題行動等について、管理職への報告・連絡・相談・確認を徹底し、組織的な対応により早期解決に努めます。
- 小中連携を重視し、中学校区ごとに学校の指導体制強化に向け、計画的な研修や具体的実践に努めます。
- 学校評価や学力調査等の結果に基づく教育課程の評価・改善に努めます。
- 業務の在り方や学校行事等について、教育的意義を踏まえながら業務改善や校務の効率化を図り、働き方改革を推進します。
- 学校行事や部活動を通して、自己肯定感や協調性など非認知能力の育成を図ります。
- 校内研修の充実、人事評価の活用、各種研修会への参加等により、学習指導力や生徒指導力、学級経営力の向上を図ります。
- 危機管理マニュアル、学校安全計画等に基づく校内研修と地域連携により、教職員と児童生徒の危機管理能力を高め、安全・安心な学校づくりに努めます。
- 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策については、衛生管理マニュアルに基づく健康管理、衛生管理を徹底し、家庭・地域・関係機関と連携して感染防止に努めます。

2 確かな学力の確実な定着に向けた指導の充実

(具体方針)

学力向上を推進するため、1時間1時間の授業の質の向上に努め、児童生徒に確かな学力が確実に身に付くよう努めます。

また、ICTの効果的活用と個に応じたきめ細かな指導により、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力等を育成しながら、学ぶ意欲の向上に努めます。

【指導の重点】

- 学習指導要領の内容について理解を深め、目標及び指導と評価が一体となった授業を行い、各教科の目指す資質・能力を育むことに努めます。
- 全国学力・学習状況調査、市費学力検査の結果を「学力向上レポート」を活用して分析し、自校の学習指導の重点について全教職員で共通理解を図ります。そして、学習規律の定着と「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、児童生徒が「考えることの楽しさ、分かることの喜び」を実感できるよう努めます。
- 学力向上コーディネーターを中心に学力向上に係る年間計画や具体的な取組を明確にし、その進捗状況を評価・改善していくPDC Aサイクルの確立に努めます。
- 学年・学級間での指導の差をなくすため、はばたく群馬の指導プラン等を活用して「共通の授業の型」が整えられるよう、授業力向上に努めます。
- 「めあて」と「まとめ」の整合性や「振り返り」の質の向上を図り、児童生徒の学ぶ意欲の向上に努めます。
- ICT活用の特性・強みを最大限に生かして、学習支援ソフトや授業支援ソフト等を活用して個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に努めます。
- 児童生徒の実態に合わせた問題解決的な学習を取り入れ、授業改善に努めます。
- 小中連携や小学校教科担当制による指導体制の工夫・改善を図り、児童生徒の学力向上に努めます。
- 図書主任や司書教諭、図書室補助員と連携して、学校図書館の利用を推進し、調べ学習や読書活動の充実に努めます。

3 人権・道徳教育の充実

(具体方針)

全教育活動を通して計画的に人権教育の推進を図るとともに、家庭・地域への啓発に努めます。

また、児童生徒や家庭・地域の実態を踏まえ、道徳教育の一層の充実に努めるとともに、いじめを許さない心や生命を大切にすする心、思いやりの心、規範意識を重視する心等、実社会や実生活との関わりを大切にすした心の教育に努めます。

【指導の重点】

- 人権教育・道徳教育の点検・評価を行い、全体計画・年間指導計画の見直し・改善を図り、教科横断的な視点で人権教育・道徳教育を推進します。
- 温かい学校・学級づくりのために、常時指導の一層の充実に努めます。また、豊かな人間性・社会性を育むため、参加体験型学習を取り入れる等、指導方法を工夫します。
- 多様化する人権問題に対応するため、年間指導計画に人権重要課題を位置付け、学習指導要領の内容等との関連を図った指導を推進します。
- 教職員自らが人権尊重の態度を身に付け、正しい判断や行動ができるよう校内研修の一層の充実に努めるとともに、保護者への啓発、地域・関係機関等との連携に努めます。
- 同和教育・LGBTQ等に関する授業や教職員研修の充実に努めます。
- 道徳教育では、児童生徒に物事を多面的・多角的に考えさせるとともに、自己の生き方について考えさせる授業の充実に努め、適切に評価を行いいじめや差別を許さない心を養います。
- いじめの未然防止の一層の充実に向けて、規範意識や思いやりの心を育て、いじめを許さない

学校・学級づくりに努めます。

- 児童生徒の発達段階や特性等を考慮し、SNSによるトラブルや差別など、情報モラルに関する指導の充実に努めます。

4 生徒指導の充実

(具体方針)

組織的な指導体制の確立や教育相談体制の整備・充実、児童生徒一人ひとりの自己実現への支援の充実に努めるとともに、あいさつの励行等、基本的生活習慣の定着と規範意識の高揚を図ります。

また、不登校の未然防止・早期対応に向けては、組織的な取組を積極的に進めるとともに、教育相談員やSC、おたん教育支援隊、ふれあい教室、おたん通信教室、研究所等と連携を図り、不登校児童生徒の削減に向けた支援の充実に努めます。

いじめ防止対策については、いじめの未然防止と「いじめ一報」を活用した早期発見・早期解決に向けた取組を進めるとともに、児童生徒の主体的ないじめ防止活動を支援します。

問題行動への対応については、問題行動発生時に全教職員協力の下に家庭・関係機関と連携を図り、早期解決に努めます。特に、暴力4行為については「問題行動等緊急報告用紙（第一報）」を活用し、関係機関と連携して対応します。

児童虐待への対応については、「児童虐待一報」を用いて関係機関と連携し、虐待を受けた児童生徒への必要な支援の充実に努めます。

情報モラル教育については、SNSの使用に関わる指導の充実に努めるとともに、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度の育成に努めます。

【指導の重点】

〔生徒指導体制と日常的な指導の充実〕

- 自己有用感を育み、自己実現を図れるように、共感的な人間関係と居場所づくり、一人ひとりのよさを生かせる魅力ある学校・学級風土づくりなど、児童生徒の成長を促す生徒指導の充実に努めます。
- 児童生徒が出しているSOSのサイン（小さな変化や違和感）に気づき、早期発見を図るとともに、組織的・計画的な指導と事後の継続観察に努めます。
- 日常的な指導について、全教職員で共通理解を図り、学校としての協力体制・指導体制を築くとともに、児童生徒の基本的生活習慣の定着や規範意識の高揚等を図るよう努めます。また、指導の在り方について保護者や地域社会等と共通理解を図るよう努めます。

〔不登校への対応〕

- 不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒(サポートルーム登校)に対して、「個別の支援計画」を作成し、小中で連携しながら継続した支援に努めます。
- 不登校ゼロを目指して、校長が設定した「不登校対策重点」に基づき教育相談部会等において具体的な支援策を考え、教育相談員やSC、SSW、おたん教育支援隊、ふれあい教室、お

おたん通信教室、研究所等と連携し、チームで重層的支援を行います。

- ICTを活用し、サポートルームや自宅にいる児童生徒をオンラインで教室や担任とつなぎ、授業配信、面談、個別指導等に取り組みます。

【いじめ防止対策の充実】

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止と早期発見・早期解決に努めるとともに、「いじめ一報」を活用した教育委員会との連携といじめ対策組織による組織的・計画的な対応に努めます。
- 各校の令和6年度いじめ防止スローガンに基づき、児童生徒主体のいじめ防止の取組を推進し、いじめを許さない風土づくりに努めます。
- 全校で児童生徒向けのSOSの出し方教育を実施するとともに、児童生徒のSOSの受け方の研修を推進し、児童生徒に寄り添った組織的な支援に努めます。
- 「いじめ一報」には、判断基準に基づいた深刻度を明記し、重要度の高い案件については、学校と市教委が連携して解決に向けて取り組んでいきます。
- いじめを認知した場合は、被害を訴えた児童生徒の心情に寄り添った対応をいじめ対策組織で話し合い、児童生徒が安心して生活できるようチームでの支援に努めます。

【問題行動への対応】

- 問題発生時には、素早く家庭や市教委、児相、警察等と連携を図り、早期解決に努めます。特に、暴力4行為については、「問題行動等緊急報告用紙（第一報）」を活用し、関係機関と連携して対応します。

【児童虐待への対応】

- 児童虐待については、児童生徒の小さな変化を見逃さず、「児童虐待一報」を用いて素早く市教委や児相、子育てそだん課と連携を図るとともに、虐待を受けた児童生徒へ必要な支援を行います。

【情報モラル教育の充実】

- 情報モラル教育を実施する際には、SNSによるいじめ、SNSを介した成人とのトラブル、家出等、具体的な事例を取り上げ指導します。また、SNSによるトラブルの未然防止について、保護者への啓発に努めます。
- SNSに関わるトラブル発生時には、家庭や警察等の専門機関と連携し、適切に対処するとともに、情報モラル教室等を開催して効果的な指導に努めます。

5 学校体育と学校保健の充実

（具体方針）

新体力テストの結果を踏まえた児童生徒の実態に基づき、課題を明確にした指導内容・方法の工夫による体力の向上を図るとともに、「行う、見る、支える、調べる」などの多様なスポーツとの関わり方を楽しむ生涯スポーツの基礎づくりに努めます。

また、学校保健安全法に則り、学校感染症対策として環境衛生に適切に取り組むとともに、市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）を内容に含めた薬物乱用防止教室の開催等、健康教育の推進に努めます。

さらに、学校医や学校歯科医、関係機関と連携し、学校保健関係者への情報提供や研修、児童生徒の健康診断に関わる協力等、活動の充実に努めます。

併せて、教職員の健康診断の充実や疾病の早期発見に努めるとともに、労働安全衛生法に基づいて労働安全衛生管理体制の充実に努め、教職員のメンタルヘルスを含めた健康管理に努めます。

【指導の重点】

- 新体力テストの結果を踏まえ、児童生徒が体を動かす楽しさや新しい技ができる喜びを実感できる指導法の改善を通して、体力の向上に努めます。
- オリンピック・パラリンピック、各種スポーツ大会やイベントに関心をもたせ、「行う、見る、支える、調べる」等多様な関わり方を楽しめる生涯スポーツの基礎づくりに努めます。
- 休日の部活動の地域移行については、国や県の動向を踏まえた上で、生徒や保護者、教職員の声に配慮しながら段階的に進めます。
- 手洗いやうがい、適切な換気、咳エチケット等、活動場面に応じた感染症対策の徹底に努めるとともに、学校医、学校歯科医等と連携して肥満や生活習慣病予防、歯科衛生、視力の低下を防ぐための目の健康、偏食などに関わる保健指導の充実に努めます。
- 食物アレルギーを抱える児童生徒のアナフィラキシーショック発症を未然に防止するため、校内食物アレルギー対策委員会で、学校給食時における個別取組プランを作成するとともに、情報を全教職員で共有し、誤食等の事故防止を徹底します。
- 市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）による児童生徒の健康被害を未然に防ぐため、学校薬剤師などと連携して、薬物乱用防止教室の全校実施と内容の充実に努めます。

6 特別支援教育の充実

（具体方針）

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用した指導に努めます。

また、各園から小学校など移行期において情報を丁寧に引き継ぎ、切れ目ない支援の充実に努めるとともに、適切な就学先の決定に向けた相談支援を進めます。

【指導の重点】

- 特別支援教育コーディネーターを中心に校内教育支援委員会を機能させ、全教職員が障がいの特性や合理的配慮等に関する理解を深め、学校全体で特別支援教育の一層の充実に努めます。
- 家庭と医療・福祉等の関係機関との連携を図り、切れ目ない支援を行うため、「個別の教育支援計画」を活用した指導に努めます。また、「個別の教育支援計画」等を活用し、幼小中高校間での円滑な学びの場の接続を推進します。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒の実態を的確に把握し「個別の指導計画」を作成・活用することで、児童生徒の学習や生活上の困

難さを克服・改善するための個に応じた効果的な指導を行い、全教職員の理解と協力のもと、児童生徒が学級への所属感や自己肯定感を高められる支援の充実に努めます。

- 特別支援教育の一層の充実のため、通級指導教室や県立太田特別支援学校等と連携を図り、児童生徒への適切な指導、保護者への支援に努めます。
- ICTの有効活用により、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導に努めます。
- 介助員を適正配置し、介助員による業務改善レポートを活用した学校内、小・中間の情報交換を行うことで、特性に合わせた支援に努めます。
- 特性をもった児童生徒の行動への対応について、専門家による研修会を通して理解を深め、児童生徒のよい行動に着目して、その行動を伸ばす指導に努めます。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアを校内で受けられるようにするため、看護師等の配置などの必要な措置を講じます。

7 キャリア教育の充実

(具体方針)

教育活動全体を通じて、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成に努めます。

また、自分の生き方や生活をよりよくするため、目標を段階的に修正して、自己実現に向けて努力していくことができるよう支援します。

【指導の重点】

- 各教科等における社会や生活とのつながりを明確にした指導の工夫を通して、基礎的・汎用的能力(人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力)の育成に努めます。
- 児童生徒が「キャリア・パスポート」等を活用し、自己の生き方を見通したり自己の成長を振り返ったりできる指導の工夫を通して、主体的に学びに向かう力の育成に努めます。
- 中学校1年生・義務教育学校7年生で実施する進路適性検査を積極的に活用し、生徒の進路への関心を高めたり、自己理解を深めたりして、自立した自分らしい生き方を選択できる力の育成に努めます。

8 外国人児童生徒・外国語教育の充実

(具体方針)

外国人児童生徒教育において、初期指導教室(プレクラス)と連携するとともに、ブロック別集中校システムを基にした国際教室による指導体制を充実させ、個に応じたきめ細かな生活適応指導、日本語指導、学習言語指導に努めます。

また、多言語による進路ガイダンスについて生徒と保護者への啓発を図るとともに、適切な指導・支援を通して、生徒のよりよい進路実現に努めます。

外国語教育において、国際社会に対応できる人材育成に向け、英語によるコミュニケーション能力の育成・充実に努めます。

【指導の重点】

- 初期指導教室（プレクラス）と連携し、児童生徒の母語（第一言語）やアイデンティティを大切にしながら、特別の教育課程に基づいた国際教室の運営に努めます。
- 「個別の指導計画」に基づき、計画的に「取り出し指導」と「入り込み指導」を行うことで、学校生活への適応と日本語能力の向上、学習言語の習得を図ります。
- 進路ガイダンスの内容を基に、バイリンガル教員・日本語指導員と連携し、保護者に適切な情報を提供し、生徒のよりよい進路の実現に努めます。
- 外国語指導助手（ALT）とのチーム・ティーチングを充実させ、異文化に対する関心を高め、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする児童生徒の育成に努めます。
- 中学校卒業までに英検3級を取得することを目標に、ALTやデジタル教科書を活用した英語教育の充実を図ります。また、英語検定料助成事業を周知し、受検者の増加に努めます。

9 安全教育の充実

（具体方針）

交通事故の未然防止に向けて「自分の身は自分で守る」安全意識の高揚を図る指導の充実に努めます。

また、自然災害等に備えた防災教育の一層の充実に努めるとともに、自校の学校安全計画に基づいた避難訓練を実施し、緊急時対応マニュアルの改善・充実を図ります。

さらに、太田市通学路安全推進会議を機能させ、各学校の通学路安全点検の結果及び地域の声を踏まえて、関係諸機関と連携しながら安全対策を進めます。また、スクールガード・リーダーの活用を図り、地域ぐるみの安全体制の強化に努めます。

【指導の重点】

- 交通安全教室を実施し、自転車乗車時のヘルメット着用と左側走行、見通しの悪い交差点での絶対停止（ツーストップ）等、児童生徒への安全指導を徹底します。
- 児童生徒は「私の交通安全宣言」や登下校に利用する道路の危険マップなどの作成を通して、「自分の身は自分で守る」意識の高揚に努めます。
- 学校安全計画に基づき、保護者・地域・関係機関と協力しながら地域ぐるみの安全体制づくりを図ることで、登下校時や長期休業中の安全確保、防犯意識の向上に努めます。
- 各学校の通学路安全点検の結果や地域から寄せられた声、事故発現場での合同点検の結果等、太田市通学路安全推進会議の中で協議し、関係諸機関と連携しながら安全対策を進めます。
- 東日本大震災や令和6年能登半島地震の教訓を生かし、地域の防災マップを参考に避難計画を見直し、訓練を実施するなど学校全体で危機管理に取り組みます。
- スクールガード・リーダーや警察官を活用した防犯教室等を実施するなど、地域や関係機関と連携を図り、情報共有と防犯体制の強化に努めます。
- 青色回転灯付パトロール車を交通安全指導や不審者対策のために活用することで、児童生徒の

登下校時における安全確保に努めます。

- スクールバス運転手に対しては、安全運転研修会を開催し、事故防止に努めます。また、置き去り防止のための安全装置を活用し、運行終了時にバス内に児童を残さないようにします。

10 情報教育の充実

(具体方針)

各教科等において、児童生徒の発達段階に応じた情報教育に関する内容を計画的・系統的に行うことにより、情報活用能力の育成に努めます。

また、ICT活用の特性と強みを最大限に生かし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業を推進し、児童生徒の学力の向上に努めます。

さらに、SNSの利用時に守るべきルールやマナーを身に付くよう、情報モラルの育成に努めます。

【指導の重点】

- 情報教育に関する年間指導計画を作成し、計画的・系統的に指導を行うことにより、情報活用能力を育成します。
- 学習支援ソフト活用による個別学習・家庭学習の充実と、授業支援ソフト活用による活発な意見交流や協働作業を行う授業展開により、児童生徒の学力の向上を図ります。
- 授業や校務におけるICTの効果的な活用例等を学校内外で水平展開することで、ICT活用の推進に努めるとともに、教職員の負担軽減を図ります。
- 警察・通信事業者との連携や、発達段階に応じた動画教材の活用等による情報モラル教育を全校で行い、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育みます。
- 学習端末の正しい扱い方や注意すべき点について、児童生徒への周知や啓発資料の掲示等により、端末の破損防止に努めます。

11 環境教育の推進

(具体方針)

計画的・継続的な環境教育や児童生徒の主体的なエコ活動の推進、家庭や地域への積極的な啓発を通して、人と環境との関わりについて正しい認識に立ち、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材の育成に努めます。

【指導の重点】

- ISO 14001に基づいた環境教育を推進し、人と環境との関わりについて正しい認識に立ち、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる児童生徒を育成します。
- SDGsと関連させ、各教科・領域等で環境に関する内容の充実を図り、児童生徒が主体的に学習や行動ができるよう環境教育の改善・充実に努めます。
- 太田市の取組を含めた「カーボンニュートラル」の教育コンテンツを活用し、児童生徒の環境に対する意識を高めます。

12 食に関する指導の充実

(具体方針)

地場産農産物の積極的な活用や生活習慣病の予防など望ましい食習慣の形成のため、学校給食が生きた教材となるような献立作成に努めるとともに、各教科等に含まれる食に関する内容を理解し知識を深めるための指導を行うことによって食育を推進します。

また、小学生とその保護者を対象に、食育に関するセミナーを開催し、体験活動を中心とした食育の推進に努めます。

【指導の重点】

- 食に関する指導の全体計画の活用を図り、食育指導の充実に努めます。
- 栄養バランスのとれた安全でおいしい給食を提供し、望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進に努めます。
- 家庭や地域と連携し、食事と健康への関心を高め、児童生徒が正しい食事のとり方を体得できるよう努めます。
- 地場産農産物を積極的に活用し、旬や食と地域、生産者とのつながりを意識できるような効果的な指導に努めます。

13 幼保小連携の推進

(具体方針)

幼保小の学びの連続性を意識し、系統的、継続的な教育の推進に務めます。

また、園訪問を実施し、特別な配慮が必要な園児に関する情報の共有に努めます。

さらに、保育・授業参観、合同研修会、幼児と児童との交流を通して、相互理解に努めます。

【指導の重点】

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた情報共有をもとに、幼保小の学びの連続性を意識した指導内容や指導計画の充実に努めます。
- 子ども一人ひとりのよりよい学びの場の検討をするため、園訪問を実施し、特別な配慮が必要な園児に関する情報の共有に努めます。
- 教職員による授業参観、保育参観や合同研修会等を実施し、教職員同士、幼児と児童との交流をとおして幼保小の円滑な接続を推進します。

14 小中連携・小中一貫教育の推進

(具体方針)

義務教育9年間を見通し、発達段階を踏まえた継続的な指導を行うことによって学力向上を図るとともに、不登校や生徒指導問題等の中一ギャップの解消を目指し、小中学校の円滑な接続を図ります。

また、「北の杜学園」における小中一貫教育の取組の成果を小中連携に生かすよう努めます。

【指導の重点】

- 各中学校区における計画的な小中教員の交流及び研修等を通して、育成を目指す児童生徒像の共有を図り、小中一貫した学習習慣・学習規律の確立、9年間の系統性・連続性を重視したカリキュラム編成、共通の視点での授業実践等に努めます。
- 義務教育学校「北の杜学園」において、小中一貫による9年間の切れ目ない教育活動を行い、その成果を市内の小中学校に水平展開し、教育水準の向上に生かします。また、意図的・計画的な異年齢交流を通して、下級生に対する思いやりの心や、上級生に対する憧れの気持ちを育みます。
- 教育研究所研究班「小中一貫教育研究班」を編成し、小中一貫教育や小中一貫型小学校・中学校について研究を行います。
- 先進市町村への視察を行い、小中一貫教育を推進するための調査研究を行います。

15 中高一貫教育校の充実

（具体方針）

共通の教育目標の下、中高が連携した6年間の一貫した特色あるプログラムを通して、確かな知性、豊かな人間性、たくましい心身を培い、高い志をもち、自ら未来を拓く生徒を育てます。

【指導の重点】

- 6年間一貫した共通の教育目標の下に編成した特色ある教育課程や部活動等の指導を通して、中高一貫教育の評価・改善に努めます。
- 「市立太田」の教育理念や方針、教育環境、入学者選抜等について、積極的に情報発信を行い、小・中・義務教育学校の児童生徒、保護者、教職員、地域の理解が深められるよう努めます。
- 中高6年間の系統的な指導を重視し、発展的な学習や計画的な交流活動を通して一貫教育の充実に努めます。
- 課題解決力の向上を目指し、中高6年間を通して総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）の充実に努めるとともに、その成果を市内の中学校に広め、教育水準の向上を図ります。

16 高校教育の充実

（具体方針）

目指す学校像の大きな柱にグローバル人材の育成を掲げ、産学官が連携したキ

キャリア教育を通して地元企業の中核を担える人材育成を行い、地域に根差した学校づくりを推進します。また、確かな学力や専門知識の習得に努め、高い進路実現を目指すとともに、部活動では全国レベルの大会で活躍できる部の育成に取り組みます。

【指導の重点】

- 地域と連携した実践的・体験的なグローバル教育を実践し、地元の発展に貢献できる人材の育成と開かれた学校づくりを目指します。
- キャリア教育の充実を図り、生徒の高い志を育み、自己の進路実現に向けた校内指導体制の一層の充実に取り組みます。
- 「市立太田」として一体となって部活動や学校行事等の教育活動を推進し、生徒の人間力の育成に取り組みます。
- 多種目、高度資格取得を検定目標に掲げ、専門的な知識・技能の習得、それらを活用した実践力の育成を目指します。
- 生徒が目標をもち、主体的に活動できるよう部活動指導の改善・充実に努めます。
- 教科横断的な学習を展開するとともに、教科や特別活動、学校行事との関わりを重視し、探究的な学びを深める指導の充実に努めます。
- 中高での系統的な指導を実践し、大学入試を見据えた授業改善を目指します。